# 附属機関の設置に関する例規についての提言書

### 1 現状

附属機関については、平成14年に法令や条例に基づかない懇談会や審議会の設置は、「違法」との地裁判決(【判決1】・【判決2】・【判決3】)が出され話題となって10年余経過するが、規則・要綱(告示)設置は地方行政の慣例なのか正されることなく、認識ある過失として、近年再び違法判決(【判決4】・【判決5】・【判決6】・【判決7】)が出されている。

この状況が嬉野市においてはないものと確認するため、嬉野市例規集の条文・ 規定の洗い出しを行った結果、平成24年度に執行された予算、それに関連する複数の例規に問題点を発見した。

- 【判決1】さいたま地方裁判所 平成14年1月30日 越谷市情報公開懇談会の「要綱」設置違法 報償費支出は、「損害」に当たらず市長宛て賠償請求棄却
- 【判決2】福岡地方裁判所 平成14年9月24日 若宮町まちづくり委員会の「規則」設置違法・無効 委員報酬支出につき町長への賠償命令(確定)
- 【判決3】福岡地方裁判所 平成14年9月24日 若宮町の教育・商工・農業振興3審議会の「規則」2・「要綱」1設置 違法 委員報酬支出につき町長への賠償命令(確定)
- 【判決4】岡山地方裁判所 平成20年10月30日 要綱設置の「自治組織に関する検討委員会」の委員への報酬金の支出 は違法、市長への賠償責任
- 【判決5】広島高等裁判所 平成21年6月4日 上判決確定、市長側の控訴棄却 「住民の権利義務に影響を及ぼす権限行使の前提となる調停・調査等を 行う機関となるものを提起し、これは必然的に附属機関になる。」

【判決6】横浜地方裁判所 平成23年3月23日 平塚市環境事業センター事業者選定委員会の要綱設置違法 委員謝礼は役務対価として非「不当利得」、市長への返還請求権行使請 求棄却非「不当利得」、

【判決7】東京高等裁判所 平成23年9月15日 同上判決引用、委員の非「不当利得」につき追記、住民控訴棄却

### 2 調査の経過

1	平成24年11月中旬	嬉野市例規集の条文・規定の洗い出し着手
2	12月	該当例規59件抽出
3	平成25年 1月上旬	予算(報酬)からの洗い出し、該当機関9件抽出
4	同月中旬	取りまとめ資料作成
(5)	同月下旬	提言実例として、「嬉野市指定管理者選定委員会」
		を選定し、調査内容を取りまとめる。
6	2月初旬	行政法の専門家への照会
7	10月	行政法の専門家からの回答内容の確認後、検討
8	10月	提言書作成着手
9	11月	提言書最終確認、幹事会(政策討論会)へ提出

#### 3 調査の内容(調査例規に関する問題)

- ① 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条の規定により別表に定められた日額5,700円の報酬の給付を受けるその他委員として、嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則別表に定められていた「公の施設の指定管理者選定委員会委員」と「嬉野市指定管理者選定委員会委員」を同一のものとして、報酬が支払われていた。
- ② 嬉野市指定管理者選定委員会は、嬉野市指定管理者選定委員会規則第3条第 1項及び第2項の規定から、内部的な事務処理機構として置くことを予定した ものと解するが、同条第3項及び第4項に規定する外部の識見を有する者等の 構成による指定管理者選定委員は、その職責から、特別職の職員であり、地方 自治法上「附属機関」でなければならないことになる。

③ 附属機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、条例に基づいて設置しなければならないが、嬉野市指定管理者選定委員会は委員の構成内容等が嬉野市例規において規則で規定されていた。また、その構成内容は内部的な事務処理機構ではなく、実態は外部の識見を有する者等で構成されていた。

## 委員会の提言内容

嬉野市指定管理者選定委員会は、平成24年度において嬉野市指定管理者選定委員会規則の規定により、原則として内部者委員のみで構成され、機能することになっているが、外部の指定管理者委員を加えて組織されたため、附属機関として機能していたと判断することが妥当である。

法令遵守は、政治・行政の根幹であるとの確かな認識のもとに実践しなければならず、これまでの法整備は不十分だったと言わざるを得ない。今後更に法整備を確立するためにも、次のとおり提言を述べる。

- (1) 実質的に附属機関として機能していたにもかかわらず、これにふさわしい例規 の整備がなされていなかった。現在は、適法・適正な例規の制定・改廃、現行諸 規定の整備が行われていると思うが、今後においても常にチェックを怠らず、違 法性がないか確認できる体制を整えること。
- (2) 附属機関の設置に関する例規のみならず、「条例・規則・告示・訓令」の全ての発令形式において、嬉野市例規集の諸規定が適法かつ適正な規定がなされているか、見直し、洗い出しを行う体制を整えること。